

障害福祉に係る新型コロナウイルス感染症関連支援事業について

(障) 障害福祉課、(相) 相談支援課、(子) 子育て支援課

年	月	内容	
令和2年	2月	上旬	
		中旬	
		下旬	障害福祉サービス事業所へのマスク配付(1回目)(障)
	3月	上旬	
		中旬	
		下旬	
4月	上旬	<u>(7日) 緊急事態宣言</u>	
		中旬	障害福祉サービス事業所へのマスク配付(2回目)(障)
		下旬	通所支援事業所へのマスク配付(子)
5月	上旬		
		中旬	障害福祉サービス事業所への除菌用消毒液(微酸性電解水)配付(1回目)(障)
		下旬	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>(21日) 緊急事態宣言解除</u> ・ 障害福祉サービス事業所への除菌用消毒液(微酸性電解水)配付(2回目)(障) ・ 障害者手帳所持者へのマスク配付(10枚/人)(障)
6月	上旬	障害福祉サービス事業所等へのアルコール消毒液配付(1回目)(障)(子)	
		中旬	給付金等の申請受付開始 <ul style="list-style-type: none"> ・ 茨木市障害福祉サービス事業所新型コロナウイルス感染対策応援給付金(10万円)(障) ・ 茨木市障害者就業支援金(1万円)(障)
		下旬	障害児通所支援事業所等応援給付金申請受付開始(10万円)(子)
7月	上旬	障害児支援事業者へのアルコール消毒液配付(2回目)(子)	
		中旬	障害福祉サービス事業所へのアルコール消毒液配付(2回目)(障)
		下旬	

その他新型コロナウイルス感染症に関連する取り組み

◆障害福祉サービス等の提供維持について(障)

コロナ禍における利用者の生活維持の観点から、利用者の意向や生活状況等を踏まえできるだけ限り障害福祉サービスの提供維持が行えるよう、訪問や電話等による臨時的なサービスの提供についても報酬算定が行えるよう取り扱った。

◆新型コロナウイルス感染症に伴う障害者相談支援事業所等との連携について(相)

新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、障害福祉サービス等が停止した場合や相談員が感染した場合等の事態に備え、緊急に支援が必要な方を事前に把握し、迅速な対応が行えるように要支援対象者(日中、在宅での生活が困難な方、医療的ケアが必要な方等)リストの作成を行った(登録件数259件)。

作成した要支援対象者リストは、本市基幹相談支援センターや要支援者が居住する小学校区を担当する障害者相談支援センター等と共有することで、相談支援体制の強化を図った。

◆放課後等デイサービスの臨時的利用について(子)

小中学校の臨時休校を受け、3月2日～春休み開始前まで、国からの要請を受け放課後等デイサービスの臨時的利用を決定。(以降、小中学校等の本格再開までの期間継続。※4月からは児童発達支援=未就学児も対象とする。)

◆放課後等デイサービスに係る利用料の補助について(子)

新型コロナウイルス感染症による小中学校等の臨時休校に伴い、放課後等デイサービスの利用が増えたことにより、利用者の自己負担額が令和2年3月分と2月分の自己負担額の差額を償還払いで補助(府制度)